

平成28年(ラ)第100号伊方原発3号炉運転差止仮処分命令申立却下決定に対する即時抗告事件

抗告人 須藤昭男 外9名

相手方 四国電力株式会社

証拠申出書(1)

2018年1月31日

高松高等裁判所第2部 御中

抗告人ら代理人

弁護士 薦田伸夫	弁護士 河合弘之
弁護士 東俊一	弁護士 海渡雄一
弁護士 高田義之	弁護士 青木秀樹
弁護士 今川正章	弁護士 只野靖
弁護士 中川創太	弁護士 甫守一樹
弁護士 中尾英二	弁護士 井戸謙一
弁護士 谷脇和仁	弁護士 中野宏典
弁護士 山口剛史	弁護士 鹿島啓一
弁護士 定者吉人	弁護士 足立修一
弁護士 望月健司	弁護士 端野真
弁護士 松岡幸輝	弁護士 橋本貴司
弁護士 能勢顯男	弁護士 山本尚吾
弁護士 胡田敢	弁護士 高丸雄介
弁護士 前川哲明	弁護士 南拓人
弁護士 竹森雅泰	弁護士 東 翔
弁護士 大河陽子	

第1 人証の表示

1 〒790-0001 愛媛県松山市一番町1丁目14番地10井手ビル2階

瀬戸内法律事務所気付(同行。主尋問120分)

高知大学名誉教授・防災推進センター客員教授

証人 岡村 眞

2 〒790-0001 愛媛県松山市一番町1丁目14番地10井手ビル2階

瀬戸内法律事務所気付(同行。主尋問120分)

大阪府立大学名誉教授

証人 長沢 啓行

第2 立証趣旨

いずれの証人についても、相手方が定めた基準地震動が過小であり、中央構造線の地震によって、基準地震動を超える地震動が伊方3号炉を襲い、事故を起こした同原子炉から環境に放出される放射性物質によって抗告人らが被曝し、人格権が侵害される危険があること

第3 尋問事項

いずれも別紙記載のとおり

第4 人証申請の理由

- 1 原審では5回審尋期日が開かれ、その内、2016(平成28)年9月27日、10月12日、11月2日の3回の審尋期日にプレゼンテーションが行われた。
- 2 岡村証人については11月2日、長沢証人については9月27日と11月2日にプレゼンテーションが行われたが、プレゼンテーションの内容は全く記録されておらず、プレゼンテーションに用いたパワーポイントが書証として提出されただけとなっている。
- 3 ところで、伊方3号炉についての平成29年3月30日広島地裁決定(甲B415)は、基準地震動策定の合理性に対する判断の随所で、債権者の基準地震動に関する判断の「合理性に関する確信を得るためには、…関

係者等の証人尋問を経るなどして、…上記知見に依拠することの許容性を基礎づける事実を慎重に認定する作業が不可欠であるところ、それは、本件のような保全手続きにはなじまないものというべきである」(233～234頁)などとして、保全手続きには証人尋問という手段はなじまないという趣旨の判示を行っている。

- 4 しかしながら、広島地決の上記判示は、明らかに不合理であるのみならず、民事保全法理論の常識にも反している。民事保全手続では、証人・参考人の呼出までは出来ないけれども、在廷する同行証人・参考人の尋問は、即時性に反しないとされており、これは、新民事保全法の下でも、確定した解釈とあってよい。実際、例えば本件のような大規模な事件については、事実上の証拠調べ審尋の期日を定め、当事者がその日に予定の証人等を在廷させるという運用が一般的に行われており、事案の性格を考慮すれば、この程度に即時性を緩めて考えるべきことは、当然である(瀬木比呂志意見書(甲B428)・21頁、同「民事保全法(新訂版)」・244～245頁)。

そして、現に、山口地方裁判所岩国支部平成29年(ヨ)第5号伊方原発3号機運転差止仮処分命令申立事件では、本年2月8日に、口頭弁論期日における証人尋問として、元日本地質学会会長であり元愛媛大学学長でもあった小松正幸証人の証人尋問が行われることになっている。

- 5 岡村証人、長沢証人の証言内容は、相手方の基準地震動の過小評価という本件の核心部分に関する学者の証言であり、また、昨年12月19日に発表された地震調査研究推進本部地震調査委員会の「四国地域の活断層の長期評価(第一版)」と「中央構造線断層帯(金剛山地東縁一湯布院)の長期評価(第二版)」を踏まえた証言となるものであるから、是非、本件の審理にあたる裁判官に直接聞いて心証を形成して頂きたい、本申請に及ぶ次第である。

尋問事項

証 人 岡 村 眞

1. 経歴
2. 専門
3. 甲B72, 128, 129, 158, 249, 325, 376の成立
4. 中央構造線の活動性を否定していた相手方が、証人の調査結果が明らかになった後、活動性を認めるようになった経緯
5. 震源断層の位置、長さ、幅、傾斜角等は、地震発生の前に分かるか。地震発生後はどうか
6. 相手方は、震源断層の性状は、変動地形学的な観点、地震学的な観点及び地球物理学的な観点から検討し、詳細な調査と評価を行うことで合理的に予測し特定することが可能であると主張しているが、この主張は科学的にどうか
7. 相手方の基準地震動策定の問題点として、証人が指摘している「たくさんパラメータマジック」「『基本ケース』を用いた『あらゆる地震』の想定」「個々のパラメータの過小評価」とは何か
8. 中央構造線の南傾斜の可能性とその危険性
9. 檀ほか(2011)の式の問題点
10. 相手方のホームページにある「伊方発電所の耐震設計は、過去の地震や敷地周辺の活断層・地質について詳細に調査を行い、考えられる最大の地震を想定し、設計の基準となる地震動(基準地震動)を決定しています。」という記述の問題点
11. 昨年12月19日に発表された地震調査研究推進本部地震調査委員会の「四国地域の活断層の長期評価(第一版)」と「中央構造線断層帯(金剛山地東縁一湯布院)の長期評価(第二版)」の内容と、相手方が策定した基準地震動との関係
12. 原決定が、「最新の科学的、専門技術的知見を踏まえて合理的に予測される規模の自然災害を想定」すれば足り、「発生し得る最大限度の自然災害」を想定する必要はないとしたことの問題点

13. その他，関連事項一切

尋問事項

証 人 長 沢 啓 行

1. 経歴
2. 専門
3. 甲B57, 66, 290, 308, 326, 468, 394の成立
4. 相手方の基準地震動の過小評価
5. 耐専式(スペクトル)を鉛直ケースに適用しない問題点
6. 耐専式を南傾斜ケースに適用した場合の地震動
7. 相手方が用いたその他距離減衰式の問題点
8. 断層モデル評価の問題点
9. 島崎元原子力規制委員会委員長代理の入倉・三宅式についての指摘の意味と原子力規制委員会の能力
10. 北海道留萌支庁南部地震の震源モデル解析やJNES(原子力安全基盤機構)の断層モデルを用いない問題点
11. 平均像を用いた基準地震動策定の問題点
12. 原決定が、「最新の科学的, 専門技術的知見を踏まえて合理的に予測される規模の自然災害を想定」すれば足り、「発生し得る最大限度の自然災害」を想定する必要はないとしたことの問題点
13. 原審でプレゼンを行った相手方社員の松崎氏の虚偽説明等
14. その他, 関連事項一切